

平成25年度第1回高知県人権尊重の社会づくり協議会
(委員からの意見に関する対応)

資料1

日時：平成25年8月27日（火）13：30～15：25
場所：オリエンホテル高知2階「松竹の間」

| 委員意見 | 人権課としての対応 |
|---|--|
| 数値目標について | |
| <p>●数値目標がピンとこない。本来は、「高知県ではいじめをなくしましょう」が本来の目標ではないのか。</p> | <p>今回の基本方針では、新たに人権施策について、具体的な目標と計画をもって取り組み、より実効性の高いものになりたいと考えています。</p> <p>併せて、県民にわかりやすく数値等で可視化したものにしていきたいと考えています。</p> <p>なお、「いじめ」に関しては、「いじめをなくす」をめざして取組を推進しており、現行案では、「子ども」に関する達成目標として、「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題」を全国平均まで改善すると設定しています。</p> |
| <p>●数値目標は実態を示すものではなく、県としてどこまでいきたいという思いを前に出した、県民にわかりやすい達成目標とすべき。</p> <p>●アウトカムのもを。目標と目的とは違う。</p> | <p>数値目標などについては、できるだけ県民にわかりやすい達成目標を示せるよう、関係課と検討し、現状についても数値等を把握のうえ、設定しました。</p> <p>また、アウトカムについては、設定しにくいものもあり、取組によっては、アウトプットの目標となっているものもあります。</p> <p>なお、現在、他の計画等で既に策定されている指標もあるため、そうした指標も準用し、アウトプット・アウトカムが混在しています。</p> <p>具体的な達成目標については、「素案」の各人権課題ごとに、関連するページに記載しています。</p> <p>※具体例としては、「素案」38ページの「子ども」に関する達成目標をご覧ください。</p> |
| <p>(数値目標を考える際の例示としての意見)</p> <p>●例えば、産後の職場に戻る率などを実際に調査して、それをあげることが大事。</p> | <p>全国調査としては、「厚生労働省雇用機会・児童家庭局」が実施・公表していますが、都道府県別の数値の公表がないことから、この改定版（素案）の「女性」についての達成目標に関しては、他の取組を記載しています。</p> |
| <p>(数値目標を考える際の例示としての意見)</p> <p>●男女で管理職の割合に差がある。このどこをとらえ、どう出すかが大事。</p> | <p>ご意見のあった課題については、本県にとって重要な課題であると認識し、今後も「こうち男女共同参画プラン」中心に取り組んでいきますが、この改定版（素案）においては、「女性」に関する取組の基盤づくりとして、次の2つを達成目標としています。</p> <p>①市町村における男女共同参画計画の策定支援 ※県全体の取組としていくためにも、県民により近い市町村での取組を促進させるために、各市町村での計画策定支援を取組としてあげています。</p> <p>②意識調査におけるDVへの問題意識の高揚 ※女性に関する具体の人権課題としてDVについては法整備や「県DV被害者支援計画」も第2次計画を策定し、その問題解決に向けて重点的に取り組んでいるため、今回、達成目標にあげています。</p> |

| 意見 | 人権課としての対応 |
|---|--|
| パワハラについて | |
| <ul style="list-style-type: none"> ●パワハラに関して記載できないか。 ●「労働者と人権」を設けるなどで検討してほしい。 | <p>「素案」11・12ページ、第3章「2 人権啓発」の「(1) 企業等への啓発」において文章で下記の①～③の内容を記載。</p> <p>なお、「労働者と人権」として個別課題等として設けることについては、パワハラは職場内で発生する事例が多いことから、「企業等への啓発」で、セクハラとあわせて、下記の①～③の内容で記載することとしました。</p> <p>①【現状と課題】</p> <p>職場の役職などの力関係による嫌がらせやいじめなどの「パワーハラスメント（パワハラ）」や、異性・同性に対する性的な発言や行動によって、相手の尊厳を傷つける「セクシュアルハラスメント（セクハラ）」など、様々なハラスメント問題が顕在化しています。</p> <p>②パワハラ・セクハラの実態について、注釈で説明しています。</p> <p>③【施策の展開方向】</p> <p>パワーハラスメントやセクシュアルハラスメントについては、人権全般の対策として取り組んでいますが、事業主に対しては、国とも連携して啓発を進めていきます。</p> <p>理由：パワハラについては、企業等での事例が多く、人権侵害の扱いとしては、上記の項目に記すこととしました。</p> <p>また、国などの人権に関する法律や計画等では個別課題としては取り上げていませんが、社会情勢を踏まえながら、今後も注視していきたいと考えています。</p> <p>なお、パワハラについては、人権全体のなかで人権課題であるという認識をもって、県に相談等があれば、関係機関と連携を図りながら、県民の視点に立った対応に努めていきます。</p> <p>そのほか、セクハラについては、「素案」29ページ、第4章「2 女性」の【企業等に期待する取組】において下記の内容で記載。</p> <p>「セクシュアルハラスメントが発生しない職場環境づくり」</p> |
| 総論的な内容について | |
| <ul style="list-style-type: none"> ●人権とは何かについて、冒頭でわかりやすく記載してほしい。 ●「人の命を大事にしよう」をどこかにうたってほしい。 | <p>「素案」5ページ、第2章「1 基本方針の基本理念」の冒頭に下記の内容で記載。</p> <p>21世紀は人権の世紀と言われ、「平和」「環境」とともに、21世紀のキーワードになっています。</p> <p>しかし、今日においても、生命・身体の安全に係る事象や不当な差別等による様々な人権侵害がなお存在しており、社会のなかで人権が守られていない状況が見られます。</p> <p>人権侵害によって人の命が奪われたり、人権が尊重されない社会であってはなりません。</p> <p>そのためにも、全ての人の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会を実現していくために、<u>自分や他者の生命が守られ、県民一人ひとりの人権尊重の精神の涵養を図っていくことが不可欠です。</u></p> <p><u>「人権」とは、「一人ひとりが人間らしく生きていくために、生まれながらにして持っている大切な権利」であり、「人が個人として尊重され、安全で安心して安定した生活を送るために欠くことのできないもの」です。</u></p> |

| 意見 | 人権課としての対応 |
|---|--|
| <p>●「人の命を大事にしよう」をどこかこうたってほしい。</p> | <p>※前ページからの続き</p> <p>さらに「命」については、「素案」8ページ、第3章「1 人権教育」の「(1) 学校教育 【現状と課題】」に下記の内容で記載。</p> <p><u>生命を大切に</u>し、自分や他者の人格を尊重し、個性を認め合う心、正義感や公正さを重んじる心など、豊かな人間性を育成することが必要となっています。</p> |
| <p>個別の人権課題について</p> | |
| <p>●「個別課題の名称について」</p> <p>個別の人権課題について、8番目までは対象が並んでいるが、9・10番目はそうでない。</p> <p>○「インターネットによる人権侵害」は「インターネット利用者等」にしてはどうか。</p> <p>○「災害と人権」は「災害時避難生活者等」にしてはどうか。</p> | <p>人権課題の名称については、国の基本計画と同様に、客体としてそろえなくてもよいのではとの法務局の助言を踏まえ、左記の人権課題については、被害者を客体として限定するのではなく、広くとらえ、人権侵害の在りようをわかりやすく伝える表記として、現行案のままとしています。</p> <p>理由：「インターネットによる人権侵害」</p> <p>インターネットで人権侵害にあうのは利用者に限らず、インターネットに関わりをあまり持たない人を含めて全ての人々が人権侵害を受けるおそれがあります。</p> <p>こうした状況を踏まえて、インターネットを活用して引き起こされる人権侵害について、予防・対処していくという考えから、現行案のままとしています。</p> <p>理由：「災害と人権」</p> <p>災害においては、人権侵害にあうのは避難生活者だけとは限りません。「等」に含む意味合いを持たせることもできますが、災害時を想定した取組を行っていくことが、日常的な人権侵害をなくしていくことにつながる。さらに、災害時における在宅・避難所生活者の全ての人々の人権が尊重されるための人権施策を推進していくこと。また、南海トラフ地震を想定しながらも、台風などの他の災害も含み、災害時の人権に配慮した対応を日常的に学ぶことなどで効果を期待しているため、限定するのではなくひろくとらえたいと考えており、「災害と人権」としています。</p> |
| <p>●自死遺族についても取り上げてほしい。</p> | <p>「素案」86ページ、第4章「11 その他の人権課題」の「(8) 他人権課題」に下記の内容で記載。</p> <p>他にも、様々なハラスメント問題（マタニティーハラスメント、アカデミックハラスメントなど）や<u>自死遺族に対する人権侵害</u>、プライバシー保護などの人権問題等があります。</p> |
| <p>●「若年性認知症」についてもふれてほしい。</p> | <p>「障害者」の個別課題については、身体障害、知的障害などという具体を明記しての記載をしておらず、「障害のある人」という総体的な推進方針や取組を記載しています。</p> <p>よって、「若年性認知症」についても個別の記載ではなく、全体のなかで取り組んでいきます。</p> |

| 意見 | 人権課としての対応 |
|---|--|
| 個別の人権課題について | |
| <p>● 「障害及び障害のある人について正しい知識の普及のために～」の表記変更について。</p> | <p>「素案」50ページ、第4章「障害者」の「(3) 推進方針の①を下記のとおり修正。</p> <p>「①障害及び障害のある人に対する正しい知識の普及のために～」</p> <p>※第1回協議会で確認済。</p> |
| <p>● 障害者の②の特別支援教育に関する方向性について、特別支援教育課とも話し、特別支援教育の内容で記載してもらいたい。</p> | <p>「素案」50ページ、第4章「障害者」の「(3) 推進方針」において、下記の内容で2つ掲載。</p> <p>「②障害のある子どももない子どもも共に学び、共に育つ<u>交流及び共同学習の推進</u>」</p> <p>「③障害のある子どもの自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援する<u>特別支援教育の推進</u>」</p> <p>なお、48（1行目～）ページ・50（下から3行目）ページにおいても、「特別支援教育」の表記を使い文章で記載しています。</p> |
| <p>● 「HIV感染者等」のみでなく、プライバシーは一般の患者にも大事であるとしてほしい。</p> | <p>「素案」14ページ、第3章の「3 特定職業～」の「カ 医療関係職員に対する研修」で、包括的な内容として下記の内容で記載。</p> <p>県民の生命に直接関わる医療の業務に携わる医師、看護師等の医療関係者は、インフォームド・コンセントや<u>プライバシーへの配慮</u>など、常に患者の人権を尊重して職務に従事することが重要です。</p> <p>「素案」86ページ、第4章「11 その他の人権課題」の「(8) 他人権課題」に下記の内容で記載。</p> <p>他にも、様々なハラスメント問題（マタニティーハラスメント、アカデミックハラスメントなど）や自死遺族に対する人権侵害、<u>プライバシー保護</u>などの人権問題等があります。</p> |
| <p>● 男性へのDVについても一行ぐらいは入れておいてほしい。</p> | <p>「素案」10ページ、第3章の「1 人権教育」の「(2) 社会教育」の欄外の※17に下記の内容で記載。</p> <p>～～DVについては、女性だけでなく、<u>男性が被害者になるケース</u>もあります。</p> |
| <p>● 体罰も問題になっている。</p> | <p>「素案」30・33・35・36ページ、第4章の「3 子ども」において、体罰に関する文部科学省の通知などや、体罰の認定件数及び人権侵害の事例、県の取組（教育）について記載。</p> <p style="text-align: right;">※「素案」参照</p> <p>○30ページ：体罰に関する文部科学省の通知などについて記載</p> <p>○33ページ：平成24年度の県内の体罰の認定件数について記載</p> <p>○35ページ：体罰に関する県内の事例及び文部科学省の考え方等について記載</p> <p>○36ページ：県の取組として、(イ) 学校教育・(ウ) 社会教育での体罰に関する取組について記載</p> |

| 意見 | | 人権課としての対応 |
|---------|--|---|
| その他について | | |
| | ●社会教育について充実してほしい。 | <p>「素案」10ページ、第3章の「1 人権教育」の「(2) 社会教育」において、基本的な考えを記載。 ※「素案」参照</p> <p>なお、具体としては、基本方針改定版では、「生涯学習課」を含め、多くの取組計画があがってきており、他課ともさらに連携を深め、取組の充実を図っていきます。</p> |
| | ●県の人権に関する推進体制を改めるのか。 | <p>「素案」87ページ、「第5章 推進体制」に記載。 ※「素案」参照</p> <p>新規体制等への変更ではなく、新たな基本方針に基づき、各担当課が人権施策の取組計画をPDCAサイクルにより進捗管理等に努めていきます。</p> <p>なお併せて、庁内の庁議メンバーによる「人権施策推進委員会」、各人権課題に関係する施策を行っている関係課の課長補佐による「人権施策連絡会議」の活性化を図っていきます。</p> |
| | ●生き方教育の道德教育が大事。 | <p>「素案」8ページ、第3章の「1 人権教育」の「(1) 学校教育 ア 発達段階に即した人権教育の推進」において、「道德」を含む学校教育のなかでの人権教育の展開について記載。 ※「素案」参照</p> <p>なお、道德については、学習指導要領に示されている道德教育の趣旨を踏まえながら、人権と重なる内容の学習の充実にも努めていきます。</p> |
| | ●難しいことはわかっているが、市町村への働き掛けや指導をしていかないと、人権の取組は進んでいかない。 | <p>「素案」の87ページ、第5章「1 推進体制等の整備」において、下記の内容で記載。</p> <p>県は、人権に関する全庁的な推進体制を整備するとともに、<u>市町村やその他の公的機関、企業、関係団体との緊密な連携を図り</u>、この基本方針に基づく人権教育・啓発を積極的に推進します。</p> <p>理由：国の人権に関する法や基本計画では、県から市町村への指導等については明記されておらず、県、市町村は対等な立場であることから、「指導」ではなく、「連携」を図っていくと明記しました。</p> |